

日本共産党の山内よし子です。

ただいま議題となっております議案 63 件について、第 1 号議案「令和元年度京都府一般会計補正予算（第 1 号）」、第 2 号議案「令和元年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」、第 6 号議案「選挙長等の報酬および費用弁償条例一部改正の件」、第 35 号議案「京都府土地改良事業等特別徴収金条例一部改正の件」、第 55 議案「東中央線街路工事委託契約変更の件」、第 56 号議案「家屋明渡等請求事件に係る訴えの提起の件」及び第 57 号議案「損害賠償請求事件にかかる和解の件」、第 60 号議案「新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約締結の件（電気設備工事）」、第 61 号議案「新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約締結の件（機械設備工事）」、第 62 号議案「財産取得の件」、第 63 号議案「債務負担行為の変更」の 11 議案に賛成し、他の議案に反対の立場で討論を行います。

まず最初に、第 4 号議案及び第 7 号議案から 34 号議案、第 36 号議案から 49 号議案まで、第 51 号議案から第 53 号議案及び第 58 号議案について、10 月に予定されている消費税増税に伴い、各申請手数料や施設利用料を一律約 2%引き上げようとするものです。

しかし、京都府民の家計収入や消費支出の落ち込みは全国最悪レベルであり、府民の暮らしと京都経済の現状から、増税そのものが許されません。また一連の議案の中には、政令に基づいて全国一律に引き上げるものに加え、京都府の判断で引き上げようとするものも含まれています。これまでの消費税増税の際には値上げをしなかった経緯もあり、値上げの根拠はありません。よって反対です。

次に、第 3 号議案「京都府森林環境譲与税基金条例制定の件」についてです。

この条例による「基金」は、国が制定する「森林環境税」が元になりますが、国民一人当たり年間 1000 円の住民税を上乗せして徴収し、森林環境譲与税を創設して基金を積み立てるものです。そもそも日本の林業が衰退してきたのは、1964 年の木材輸入自由化による海外の安価な木材の流入等によるものであり、何の対策もとらなかったばかりか、25 年間で 6000 億円も林業予算を減らしてきた歴代政府にその責任があります。その反省もなく、森林整備に係る財源負担を個人に押し付けることは間違っています。

法人の負担はなく、住民税の所得割がかからない低所得者にも一律に均等割りとして負担を求めるなど、逆進性が高いこと、本府の「京都府豊かな森を育てる府民税」府民 1 人あたり年間 600 円との二重課税になることなども問題です。森林の持つ公益的機能を維持するための森林整備は重要な課題であり、国の一般会計の林業予算の拡大など、安定的な方法で財源を確保すべきです。

なお、第 1 号議案について、全体として賛成するものですが、森林環境税の導入に伴って積み立てを行うための繰り出し分 7000 万円については反対です。

次に、第 5 号議案「府税条例の一部改正の件」についてです。

今回の見直しは、国の消費税増税により拡大する自治体間の財政格差を是正する目的で、地方税法等の

一部改正等を行うことに伴うものですが、新設される国税である特別法人事業税は、地方税を国が取り上げ、他の自治体に回すやり方を恒久化するもので、地方自治体の課税自主権を侵害し、地方税制にゆがみを持ち込むものです。また、自動車税の税率の恒久的な引下げと環境性能割の1%減税は、業界団体の要望に応え、消費税増税による駆け込み需要と反動減への対策を行うものであり、反対です。

自治体間の財政格差は、地方交付税の財政調整機能を回復させ、国の責任で是正すべきものであるということを目指しておきます。

次に、第14号議案「京都府立京都学・歴彩館条例一部改正の件」についてです。

京都学・歴彩館は旧総合資料館の機能を引き継ぎ、府民の財産である公文書や京都の歴史的な資料などの収集、保存と研究支援等を行う施設であり、世界遺産に指定された東寺百合文書や国宝級の資料なども有する公共性の高い文化・学術施設です。こうした役割を果たしている施設を、営利企業に委ねる指定管理者制度を導入することはやってはならないことです。

議案の審議の中で、「定型的カウンター業務は指定管理に、専門的なレファレンスは直営で」との理事者の発言がありましたが、定型的カウンター業務も専門的なレファレンスも線引きは難しく、定型的な業務も専門性のある職員がおこなっているからこそ質の高いものになっているのです。

さらに、これまで総合資料館も京都学歴彩館なども熟知し専門的なサービスを府民に提供してきた、嘱託職員や有期雇用の職員の雇用が脅かされる危険があり、これまで築いてきた専門性が担保できず、府民サービスの後退を招く結果になりかねません。

本議案は、京都府立京都学・歴彩館の施設全体の設備の維持管理に関する業務と、大小ホールと駐車場の施設の使用の承認に関する業務、また知事が別に定める業務に関して、指定管理者制度を導入しようとするものですが、指定管理の範囲が、今後、際限なく拡大される危険性もあります。よって反対です。

次に、第50号議案「京都府立高等学校等設置条例一部改正の件」についてです。

本議案は、京都府立宮津高校と加悦谷高校を「京都府立宮津天橋高校」に、網野高校と久美浜高校を「丹後緑風高校」に統合して学舎制を導入すること、京都府立宮津高校伊根分校、峰山高校弥栄分校、網野高校間人分校を新たなフレックスハイスクールとして京都府立清新高校に統合再編するものです。

これまで地元の地域に高校があることで、それぞれの高校と地域とが一緒になって伝統や文化を支え、地域を活性化し発展させてきた歴史があります。

また、3つの分校も小規模校ならではの、生徒一人一人の個性に応じた丁寧な指導ができるように必要な教員が配置されるなど生徒のニーズにこたえる教育を実践してきました。再編・統合の方針のもとで2017年に府教委が行った保護者アンケート等の結果、一番多かったのは「本校継続」そして続いて「普通科の充実」であり、学舎制の導入を望む声はもっとも少なかったのです。しかも分校の統廃合についてはアンケートの対象にすらなっていませんでした。

これまで地元の保護者や住民からは地域の持続的発展、普通科の設置、少人数できめ細かな教育、通学費や通学時間の負担軽減、時間をかけて議論の保障などが要望され、京丹後市議会や与謝野町議会からも

地域住民の声を聞くこと、丁寧な説明を行うこと、市町との連携を図ることを求める意見書が教育委員会に提出されてきたのです。

また、学舎制の見直しと単独校存続、多様な進路選択が可能な普通科を柱にした学科編成、小規模校のメリットを生かす教員配置を求める署名も提出され、今年5月27日にも丹後から保護者や教員などが府教委を訪れ「これまで公聴会やニュースなどで生徒・保護者にメリットとして約束してきたことが実現できないならば、実現の目処がつくまで再編を延期すること」などを求める第4次の要望書が提出されたところです。こうした声を無視して、学舎制とフレックスハイスクールありきで再編統合を進めることは許せません。

さらに、本年5月の教育委員会で委員の中からも指摘があったように、来年度からの実施予定にもかかわらず、教育課程や専門教育の教員配置、通学や部活などの移動手段の確保についても明らかになっていません。また、ICTの遠隔教育による学力保証の問題など、これまで多くの保護者や生徒、地域、学校現場から出された問題を置き去りにしたままスタートさせることは重大問題です。学舎制等に名を借りて、北部の高校教育がないがしろにされることはあってはなりません。

第54号議案「京都府卸売市場条例廃止の件」は改正卸売市場法によって卸売市場の認可制が認定制に変更され、卸売市場に対する自治体の責任が大幅に縮小されるものです。このことにより大手民間流通資本の参入が促進され、中小の仲卸業者や買出し人などが卸売市場利用から排除される危険があり、反対です。

次に、第59号議案「京都地方税機構規約変更に関する協議の件」について、固定資産税（償却資産）の課税事務共同化等に伴う京都地方税機構の規約変更を行うものですが、自治体の課税自主権を侵害する地方税機構の業務拡大に反対です。以上で討論を終わります。ありがとうございました。